

# 福岡工業大学大学院学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び福岡工業大学大学院学則第41条第3項の定めに基づき、大学院が授与する学位に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 修士課程及び博士後期課程における履修要項、学位論文又は課題研究の成果の提出手続及び審査並びに最終試験実施要領は、別に定める。

(学位の種類)

第2条 大学院において授与する学位は、修士（工学）、修士（社会環境学）及び博士（工学）とする。

(学位授与の要件)

第3条 前条による学位は、大学院の修士課程及び博士後期課程を修了した者に授与する。

2 博士後期課程の修了の要件を満たさない者で、独創的研究に基づく学位論文を提出して学位論文の審査と試験に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の広い学識と高度の研究能力を有する者と認めるときは、研究科委員会の承認を経て、学長が学位を授与することができる。

(学位論文の提出)

第4条 大学院学則第40条による審査のための学位論文又は課題研究の成果は、所定の期日までに指導教員の承認を得て、研究科委員会に提出するものとする。ただし、工学研究科においては学位論文に限るものとする。

2 学位論文又は課題研究の成果は1編とし、修士課程においては1部、博士後期課程においては3部を提出する。

3 提出した学位論文又は課題研究の成果は、返却しない。

(学位審査委員会)

第5条 研究科委員会は、学位論文又は課題研究の成果審査願を受理したとき、審査委員として修士課程においては指導教員を含む3人以上4人以下の研究指導担当教員、博士後期課程においては指導教員を含む4人以上5人以下の研究指導担当教員を選出し、学位審査委員会を組織する。ただし、博士後期課程における審査委員の内1人は他専攻より選出するものとする。

2 前項の定めにかかわらず博士後期課程においては、別枠として他大学大学院博士後期課程で研究指導を担当している教授1人を審査委員とすることができる。

3 学位審査委員会は、学位論文又は課題研究の成果発表の審査及び最終試験に関する事項を担当する。

4 指導教員が審査委員会の主査となる。

5 審査委員に欠員を生じた場合には補充するものとする。

(学位論文等の審査及び最終試験の期日)

第6条 学位論文又は課題研究の成果は、在学中に提出させ、審査及び最終試験を終了するものとする。

(最終試験)

第7条 最終試験は、学位論文又は課題研究の成果の内容を中心として、学識、研究能力等について筆記又は口頭により行う。

(報告)

第8条 学位審査委員会は、学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

(審議)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づき合否を審査決定する。

2 前項の審査にあたっては、構成員の4分の3以上の出席を必要とし、決議は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位の授与)

第10条 前条により合格した者については、大学院学則第41条に基づいて修士課程を修了した者には、修士(工学)又は修士(社会環境学)の学位を授与し、博士後期課程を修了した者及び第3条第2項に該当した者には、博士(工学)の学位を授与する。

2 学位記の様式は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。

3 学位記は、再交付しない。

(学位の取り消し)

第11条 学長は、大学院において学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、研究科委員会の議を経て、その学位を取り消すものとする。

(1) 不正の方法により学位を受けたことが判明したとき。

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき。

(学位の使用)

第12条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、福岡工業大学名を付記するものとする。

(学位授与の報告)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、その旨を文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、授与された者の学位論文の要旨及び学位論文の審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与されたものが行う前 2 項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位論文の保管)

第 16 条 合格となった学位論文等は、製本のうえ福岡工業大学附属図書館に保管する。

- 2 前項の学位論文等は、福岡工業大学研究論集に掲載する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、「福岡工業大学大学院学位論文審査及び最終試験実施細則」、「福岡工業大学大学院学位論文提出及び最終試験受験要領」及び「博士学位論文提出手続」は廃止する。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 1 月 29 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
2. 平成 25 年 3 月 31 日以前に博士の学位を授与した場合については、この規則による改正後の福岡工業大学大学院規程第 14 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 平成 25 年 3 月 31 日以前に博士の学位を授与された者については、この規則による改正後の福岡工業大学大学院学位規程第 15 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 修士（工学）及び修士（社会環境学）の学位記の様式

1. 修士（工学）

修第	号
学位記	
	学生氏名 年 月 日生
本学大学院工学研究科〇〇〇専攻の修士課程 において所定の単位を修得し学位論文の審査及び 最終試験に合格したので修士（工学）の学位を授 与する	
年 月 日	福岡工業大学学長 氏名 

2. 修士（社会環境学）

修第	号
学位記	
	学生氏名 年 月 日生
本学大学院社会環境学研究科社会環境学専攻の 修士課程において所定の単位を修得し学位論文又 は課題研究の成果の審査に合格したので修士 （社会環境学）の学位を授与する	
年 月 日	福岡工業大学学長 氏名 

別表2 課程博士の場合の博士（工学）の学位記の様式

博（一）第 号	
学 位 記	
大学印	学 生 氏 名 年 月 日生
本学大学院工学研究科〇〇工学専攻の博士後期課程において所定の研究指導を受け学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（工学）の学位を授与する	
年 月 日	福岡工業大学学長 氏 名 学長印

別表3 論文博士の場合の博士（工学）の学位記の様式

博（二）第 号	
学 位 記	
大学印	学 生 氏 名 年 月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（工学）の学位を授与する	
年 月 日	福岡工業大学学長 氏 名 学長印